

一般社団法人 日本航空宇宙学会 IAF 積立資金規程

平成14年10月 2日 第370回理事会決定
平成20年11月14日 第432回理事会改正
平成22年 1月28日 臨時理事会改正
平成22年 9月10日 第451回理事会改正
平成24年 7月13日 第471回理事会改正
平成25年 6月14日 第484回理事会改正

(通 則)

第1条 この法人の事業を適正かつ厳正に運営するため IAF（国際宇宙航行連盟）積立資金（以下、「資金」という。）を設ける。

(使 途)

第2条 この資金は、勘定科目を、その固定資産に設定し、その用途は、社団法人 日本航空宇宙学会が IAF（International Astronautical Federation）に関して実施する事業の定款第4条第1号および4号の実施に限定する。

(構 成)

第3条 この資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 理事会で資金に繰り入れることを決議した財産

(管 理)

第4条 この資金は、会長が管理・保管する。

(処分の制限)

第5条 この資金は、この法人の事業遂行上、止むを得ない事由が生じたときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て処分することができる。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成14年10月 2日より、施行する。

- 2 この規程の変更は、理事会で承認のあった日（平成 20 年 11 月 14 日）から施行する。
- 3 この規程の変更は、理事会で承認のあった日（平成 22 年 1 月 28 日）から施行する。
- 4 この規程の変更は、理事会で承認のあった日（平成 22 年 9 月 10 日）から施行する。
- 5 この規程の変更は、理事会で承認のあった日（平成 24 年 7 月 13 日）から施行する。